

行政官国内研究員(司法修習コース)派遣要綱

昭和 63 年 2 月 9 日
平成 3 年 12 月 10 日一部改正
平成 7 年 4 月 1 日一部改正
平成 10 年 9 月 9 日一部改正
平成 12 年 12 月 20 日一部改正
平成 17 年 4 月 27 日一部改正
平成 18 年 10 月 24 日一部改正
平成 22 年 3 月 30 日一部改正
平成 26 年 5 月 30 日一部改正
人事院事務総長決定

1 目的

行政官国内研究員(司法修習コース)制度(以下「国内研究員制度」という。)は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第70条の6第1項第1号に掲げる観点から行う研修の一環として、行政事務に従事する職員を法律に関する理論と実務の研究に従事させることにより、複雑かつ高度化する行政に対応し得る知識、技能等を修得させ、もって公務の能率的運営に資することを目的とする。

2 内容

国内研究員制度は、各省各庁の長から推薦された応募者のうち人事院の行う選抜審査によって派遣予定者を決定した後、最高裁判所から司法修習生の採用内定通知を受けた者を研究員に内定し、人事院事務総局に置かれる官職に転任させた上、行政官国内研究員(司法修習コース)(以下「研究員」という。)として、司法修習における研究に従事させるものである。

3 応募資格等

(1) 応募資格

司法試験に合格し、司法修習生採用選考の申込資格を有する者で次の各号に該当するものは、所属する各省各庁の長の推薦を経て、研究員の派遣予定者の選抜審査に応募することができる。

- 一 研究員として派遣されることを希望する年度の4月1日において、職員として在職していることとなる期間が2年を超えること。
- 二 その属する職務の級が、一般職の職員の給与に関する法律別表第一イ行政職俸給表(一)6級又はこれに相当する級以下であること。
- 三 職員として勤務成績が優秀であること。
- 四 研究従事期間満了後も引き続き職員として行政事務に従事する意思を有すること。

(2) 応募者の推薦方法

(1)の各省各庁の長の推薦は、別記様式第1の行政官国内研究員(司法修習コース)応募者調書を添付した書面によって行う。

4 研究員の決定等

(1) 派遣予定者の決定

人事院は、各省各庁の長から推薦された応募者について、次の各号に掲げる選抜審査を行い、派遣予定者を決定し、及びその結果を各省各庁の長を通じて本人に通知するものとする。

- 一 資格審査(前項(1)各号に掲げる応募者資格の有無についての審査をいう。)
- 二 人物審査(研究分野に関する明確な問題意識の有無その他司法修習における研究に従事するために必要な適性の有無についての審査をいう。)

(2) 司法修習生としての退職願の提出の同意書

派遣予定者は、自らの司法修習における研究にかかる裁判所法(昭和22年法律第59号)第67条の試験(以下「考試」という。)初日の1か月前までに司法修習生としての退職願を人事院を通じて提出することに同意する文書(別記様式第2)を各省各庁の長に提出しなければならない。また、当該派遣予定者が所属する各省各庁の長は、同意する文書を保管するとともに、速やかに、その写しを人事院に提出するものとする。

(3) 司法修習生採用選考の申込み

(1)の選抜審査によって派遣予定者に決定された者は、(2)の同意する文書を提出した後、人事院を通じて最高裁判所へ司法修習生採用選考の申込みをするものとする。

(4) 研究員の内定

人事院は、(3)の申込みの結果、最高裁判所での選考によって司法修習生とし

ての採用内定を受け、兼職の許可（司法修習生に関する規則（昭和23年最高裁規15）第2条に基づくものをいう。）をされた者を研究員に内定し、その旨を各省各庁の長を通じて本人に通知するものとする。

(5) 研究員の決定

人事院は、(4)により研究員に内定した者を人事院事務総局に置かれる官職に転任させ、研究員に決定する。

5 研究従事命令

人事院総裁は、前項の定めるところにより研究員に決定した者に対し、別記様式第3の人事異動通知書により研究従事命令を発するものとする。

6 研究員の責務

(1) 研究への専念

研究員は、研究従事期間中は司法研修所長の統括の下に司法修習生として専ら所定の研究に従事するものとする。

(2) 考試を受ける義務

研究員は、考試を受けるものとする。

(3) 公務における研究成果の活用

研究員は、研究従事期間満了後、研究成果を公務において活用する責務を有するものとする。

(4) 報告書の提出

研究員は、各修習（分野で分かれる修習にあっては各分野の修習）が終了したときは、遅滞なく、人事院に対し、別記様式第4の行政官国内研究員（司法修習コース）報告書により、研究状況等を報告しなければならない。

(5) 司法修習生としての退職願の提出等

- 一 研究員は、別記様式第5の退職願を考試初日の2か月前（特別な事情がある場合は、人事院が指定する日）までに、人事院へ予め送付するものとする。
- 二 研究員は、願い出により、考試の終了日の翌日に司法修習生の身分を失い、司法修習生の修習を終了しない。

7 修了証書の交付及び司法修習中の成績の通知の申請

- (1) 人事院は、研究員が第6項(2)に定める本コースにおける考試まで終了したと

認められる場合は、別記様式第6の司法修習コース修了証書を交付するものとする。

(2) (1)の研究員は、自己の司法修習中の成績を照会するときは、最高裁判所（司法研修所）に対して直接申請をするものとする。

8 人事院による指導等

(1) 指導及び監督

人事院は、研究員が国内研究員制度の本旨に沿って研究に従事する上で必要な指導及び監督を行うものとする。

(2) 研究従事命令の取消し

人事院は、研究員が次の各号の一に該当する場合には、当該研究員に対する研究従事命令を取り消すことができる。

- 一 正当の理由がなく、所定の研究に従事していない場合
- 二 正当の理由がなく、第6項(4)に定める行政官国内研究員（司法修習コース）報告書を人事院に提出しない場合
- 三 第6項(5)の退職願を最高裁判所へ提出しなかった場合
- 四 負傷又は疾病のため、長期にわたり療養することが必要となった場合
- 五 司法修習生を罷免された場合（ただし、第6項(5)の退職願を最高裁判所へ提出した場合を除く。）
- 六 研究員としてふさわしくない非行があった場合
- 七 その他研究の従事に支障を生ずることとなった場合

(3) 派遣予定者等の取扱い

(2)の第4号、第6号及び第7号の規定は、派遣予定者としての決定を取り消し、又は研究員としての内定を取り消す場合について準用する。

9 最高裁判所に対する退職願の送付等

(1) 人事院は、研究員からの第6項(5)の退職願を取りまとめ、考試初日の1か月前までに、最高裁判所に送付するものとする。

(2) 人事院は、考試初日の1か月前までに、研究員が第6項(5)の退職願を人事院へ送付しなかった場合は、第8項(2)に基づき、研究従事命令を取り消し、司法修習生を罷免するよう、最高裁判所に直ちに要請するものとする。

10 人事院による意見等の聴取

人事院は、国内研究員制度の改善及び発展に資するため、隨時、各省各庁の長、研究員等から、研究状況、研究成果、国内研究員制度に対する要望又は意見その他国内研究員制度を運営するために必要な事項を聴取するものとする。

11 その他

- (1) この要綱で人事院が行うものとされている事項に関する事務及び転任に関する手続きは、人材局研修推進課長が行うものとする。ただし、第4(4)の研究員の内定及び(5)の研究員の決定並びに第8項(2)及び(3)の研究従事命令等の取消しは、人材局長が行う。
- (2) この要綱を実施するために必要な細目は、人材局長が別に定めるものとする。
- (3) やむを得ない特別の事由により第3項、第4項又は第6項の規定により難い場合には、人材局長の上申により事務総長が別に定めるところによる。

12 経過措置

平成21年4月1日までに職員に採用された者で、同日までに司法試験に合格しているもののうち、平成27年度までの間に派遣（平成22年11月派遣を除く。）される職員の取扱いについては、次に掲げる事項を除き、なお従前の例による。

- (1) 第2項及び第4項(5)に規定する人事院事務総局に置かれる官職への転任
- (2) 別記様式第1の行政官国内研究員（司法修習コース）応募者調書
- (3) 別記様式第3の人事異動通知書
- (4) 別記様式第4の行政官国内研究員（司法修習コース）報告書

別記様式第1

顔写真貼付

行政官国内研究員（司法修習コース）応募者調書

府省名-----

1 氏名(ふりがな)		2 生年月日・性別 昭和 年 月 日生(満 歳)		男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
4 採用年月日 平成 年 月 日		5 採用試験名・区分 ・	6 職種系 事務系・技術系・その他()	
7 学歴(学校名、学部・コース、専攻学科) ・大学 ----- ・大学院 -----				
8 司法試験合格年月日 平成 年 月 日 (□新司法試験 □旧司法試験)				
9 現在の俸給表・級号俸 俸給表() 級 号俸 (行政職(一) 俸給表相当の級・号俸 級 号俸)				
10 現在の所属(課・室まで記入) (TEL - - - E-mail @)				
11 現在の職務内容				
12 略歴(採用から現在までの主なものを記入)				
13 勤務成績 <input type="checkbox"/> 極めて良好 <input type="checkbox"/> 良好		14 健康状態 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> その他()		15 家族構成(同居人) 配偶者 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 子供等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
16 勤務継続の意思(研究終了後の研究成果の活用計画や将来就いてみたいポスト等)				
17 当局からのコメント(研究員派遣の必要性と研究終了後の具体的な人材活用計画)				

別記様式第2

平成 年 月 日

殿

同 意 書

私、 は、行政官国内研究員（司法修習コース）派遣要綱第6項(5)に基づき、人事院を通じて、考試初日の1か月前までに最高裁判所へ退職願を提出し、考試の終了日の翌日に司法修習生としての身分を失うことに同意します。

(派遣予定者氏名（自署、捺印）)

印

【注意】

上記の退職願を提出しない場合は、行政官国内研究員（司法修習コース）派遣要綱第8項(2)第三号により研究従事命令が取り消され、司法修習生を罷免されますので、ご注意ください。

別記様式第3

人 事 異 動 通 知 書

(氏名)	(現官職)
(異動内容) 人材局研修推進課 に転任させる 行政職俸給表 (一) 級 号俸を給する 平成 年度派遣行政官国内研究員（司法修習コース）として、 司法研修所が実施する平成 年度 月期司法修習において、 所定の研究を行うことを命ずる	
平成 年 月 日	
人 事 院 総 裁 任命権者	

別記様式第4

行政官国内研究員(司法修習コース)報告書

平成 年 月 日 提出分

1 氏名 (ふりがな)	2 派遣年月日 年 月 日
3 連絡先住所 電話 — — FAX E-mail	
4 報告時期及び期間 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/>新司法修習カリキュラム <input type="checkbox"/>分野別実務修習 <input type="checkbox"/>選択型実務修習 <input type="checkbox"/>集合修習 </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/>現行型司法修習カリキュラム <input type="checkbox"/>前期修習 <input type="checkbox"/>実務修習 <input type="checkbox"/>後期修習 </div> </div> 「平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日」	
5 研究状況	
6 生活状況	
7 健康状況 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> その他 ()	
8 本制度の運営に必要な情報(後輩へのアドバイス)等	
【次の日程が判明次第、ご記入ください。】 <input type="checkbox"/> 司法修習生考試の日程 (年 月 日 ~ 年 月 日)	

別記様式第5

平成 年 月 日

最高裁判所長官 殿

平成 年度 月期（ 第 期）司法修習生

氏名 印

退職願

私は、この度、一身上の都合（研究の終了）により、今期の司法修習生考試の終了をもって、司法修習生を退職したいと思いますので、ご許可くださいますようお願いします。

別記様式第6

第 号

殿

所 属

氏 名

行政官国内研究員（司法修習コース）修了証書

あなたは、平成 年度派遣行政官国内研究員（司法修習コース）として、司法研修所が実施した平成 年度 月期司法修習において、所定の研究を修了したので、これを証します。

平成 年 月 日

人事院事務総局人材局長

公印